

令和元年度 十和田市指定管理者総合評価シート(市⇒指定管理者)

施設名	十和田市総合体育センター他12施設	
指定管理者名	一般財団法人十和田市体育協会	
指定期間	5年中 3年目	平成29年4月1日 ~ 令和4年3月31日
施設概要	(設置目的)市の体育・スポーツ及びレクリエーション活動の振興を図るため、並びに勤労者の福祉の増進、職業生活における生涯学習に関する環境条件の改善、更には林業者等の労働環境を改善するための体力づくり、及び健康増進を図るための施設	
指定管理者の業務	(業務基準書で示している管理業務の範囲を箇条書きで記入) ・十和田市体育施設等の使用の許可に関する業務 ・十和田市体育施設等の維持管理に関する業務 ・その他(事業計画書・収支予算書・事業報告書の提出、備品管理)の業務	
指定管理に要する総事業費		122,608 千円
指定管理に要する総人件費		64,004 千円
指定管理施設に就業する全職員数		常勤職員18人、非常勤職員 0人、季節雇用 26人(環境整備他6人、プール20人)

施設所管課	スポーツ・生涯学習課
-------	------------

評価項目	評価の視点	評価	評価の理由	
管理運営状況	開館時間、休館日の状況	施設によるサービスが協定等に基づき適切に提供されている。	B	サービスが協定・業務基準書等(以下、協定等)に基づき適切に提供されている。
		協定等で定めた利用時間が遵守されている。	B	協定等で定めた利用時間が遵守されている。
		協定等で定めた利用日が遵守されている。	B	協定等で定めた利用日が遵守されている。
		協定等で定めた利用期間が遵守されている。	B	協定等で定めた利用期間が遵守されている。
	使用許可及び減免の状況	手続が円滑に行われている。(手続に要する書類が整備されているか)	B	適正に処理されている。
		処理が適正に行われている。(事務処理に時間を要していないか)	B	適正に処理されている。
		適正な判断基準により減免されている。(減免すべきものを徴収、又は減免すべきでないものを減免していないか)	B	適正に減免処理されている。
	適正な人員配置	施設サービスの提供のため、必要な人員数が確保されている。	A	各施設に配置基準以上の人員を配置し、必要な人員が確保されている。
		法令等に定められている人員配置基準を満たしている。	B	人員配置基準を満たしている。
		人員配置が過剰、過少ではない。(直営時又は類似施設と比較)	B	適切な人員配置である。
		必要な資格、経験を有する人員が適切に配置されている。	B	資格、経験を有する人員が適切に配置されている。
	法令の遵守	技能、技術等を維持向上するための研修等を定期的かつ適切に実施している。	B	適切に研修が行われている。
		関係法令を遵守していると認められる。	B	関係法令を遵守していると認められる。
	維持管理業務(清掃、整備など)	利用者が快適に利用できるよう、また、施設の安全管理設備機器等について協定等に基づき、定期的に安全確認を行っている。	A	施設の管理設備機器等について、機能や環境を良好に維持するため、委託等により定期的に安全確認や点検が行われている。
		清掃について、清潔を保つために必要な回数が適切に実施されている。	A	各施設ごとに清掃が行われ、イベント時には回数を増やすなど、清潔に保たれている。
		利用者の安全を保つために必要な措置(立入禁止区域の指定及び危険箇所の注意喚起等)が適切に実施されている。	B	必要な場所に看板等が設置され、適切な措置がとられている。
		協定に基づき、指定管理者が行うものとされる修繕について、適切に実施されている。	A	各施設の修繕について、早急な対応がなされ、適切に実施されている。
		修繕内容について、市に報告が行われている。	B	必要な事項について、市に報告が行われている。
		法定点検が確実に実施されている。	B	確実に実施されている。
	文書の管理保存	施設の管理記録が整備されている。	B	施設の管理記録が適切に処理されている。
管理記録(施設の利用状況及び定期点検の実施状況等の記録)について定期的に市に報告が行われている。		B	必要な時期に、市に報告が行われている。	
管理記録、管理に係る書類等の保存が、適切に行われている。		B	管理記録、管理に係る書類等の保存が、適切に行われている。	
報告書の提出	事業計画、月例報告、事業報告その他報告等の提出や内容が適切である。	B	事業計画、事業報告その他報告等の提出や内容が適切である。	
管理終了後における引継ぎ	業務の引継ぎや設備等の原状回復を適切に行った。	—	該当なし	
備品の管理	備品台帳を基に適切な管理が行われている。	B	適切な管理が行われている。	
	利用者への設備・備品の貸出について、問題が生じていない。	B	利用者への設備・備品の貸出について、スムーズに行われている。	
	提供・貸出について、利用者からの苦情が少ない。	B	施設利用について利用者からの苦情が少ない。	
運営状況	施設利用状況	近年又は市の直営時と比較して、利用実績が妥当である。	B	コロナの影響も加味し、利用実績が妥当である。
	サービスの向上に向けた取組	市民のニーズを踏まえて、施設サービス・事業等の見直しを市とともに的確に行っている。	A	市の健康事業に協力し、施設開放を行うほか、障害者の施設利用を積極的に受け入れている。
		費用対効果の観点から、施設サービス・事業等の実施方法等を見直し、より効率的・効果的な実施に努めている。	B	費用対効果の観点から、日頃から効率的・効果的な実施に努めている。
		職員の接遇(言葉遣い、態度、服装等)が適切である。	B	接遇の態度、言葉づかいが適切である。
	接遇について、研修等を定期的かつ適切に実施している。	B	適切に実施している。	
直営時と比較して、苦情が少ない。	B	サービス向上に向けた取り組みが行われている。苦情は多くはなく、都度、適切に対応されている。		
自主事業	自主事業が積極的に開催され、施設の利用促進に大きな効果があった。	B	スポーツカレンダーの作成、配布等により大会等の周知を図り、施設利用に結び付けている。	
	自主事業が、施設の目的に沿って、市民等へのサービスの向上に貢献している。	B	市民、団体の意見、要望に対応するなどサービス向上が図られている。	
指定管理料	指定管理料の執行状況	市と協定した予算の範囲内で、適正かつ効率的に予算を執行している。	B	適正に予算執行が行われている。
	利用料金(使用料)の取扱い	利用料金制の適正な運用が行われている。(料金設定について協議を経ている。)	B	適正な運用が行われている。
		利用料金収入のコストカバー率(利用料金収入/支出)について、直営時又は前年度実績と比較して、大きな変化がなく安定している。	B	大きな変化がなく安定している。
	徴収した使用料が適正に管理され、市に納められている。 ※使用料の徴収委託している施設に限る。	—	該当なし	

評価項目	評価の視点	評価	評価の理由
(指定管理料)	経費節減状況	費用対効果の観点から、経費を縮減する努力が行われている。	A 光熱費等、経常経費の縮減に努めている。
		清掃、整備、設備の保守点検などの業務について指定管理者から再委託が行われた場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫されている。	B 清掃、整備、設備の保守点検など適切な水準で行われている。
		利用者一人当たりのコスト(支出/延べ利用者数)について、直営時又は前年度と比較して、大きな変化がなく安定している。または利用者が増え、コストが低く抑えられていて効率的な運営が行われている。	B 各施設の管理が効率的に実施されている。
	外部委託率(外部委託額/支出)について、直営時又は前年度実績と比較して、大きな変化がなく外部委託し過ぎでない。又は率が低く抑えられており、経費節減に取り組んでいる。	A 外注化を抑え、経費の削減が図られている。	
収入の増加	収入を増加するための具体的な取り組みがなされ、その効果があったか。	B 一般の利用を積極的に受け入れている。	
	自主事業を展開するなど、利用者数増等による収支改善の努力が行われている。	B 収支改善の努力が行われている。	
経理区分	法人等の会計と指定管理料の会計が適切に区分されている。(口座が指定管理用として設けられている。)	B 適切に区分されている。	
危機管理対策	事故防止対策	利用者の安全確保対策を徹底している。	B 専門業者と保守契約を結び、法定・定期点検を実施し、施設・設備について利用者の安全確保対策を徹底している。
		安全対策について、研修等を定期的かつ適切に実施している。	B 施設の安全対策について、定期的に実施している。
		事故等の緊急時に迅速に対応できるように、責任者の設置や職員間の役割分担等の内部組織体制が適切に整備されている。	A 緊急時対応のため、職員で防災訓練を実施するなど役割分担等が適切に整備されている。
		事故等の緊急時に迅速に連絡・報告し、指示を受けるための連絡網や市との連絡体制が適切に整備されている。	B 市との連絡体制が適切に整備されている。
		事故等の緊急時の職員の対応マニュアルが整備され、かつ、訓練等が行われている。	A 事故等の緊急時対応のため、職員による訓練等が行われている。
実際の緊急時には、適切に対応できていた。	— 該当なし		
その他	保険の加入状況	賠償の規模が、市がこれまで直営で行ってきた賠償額と同等以上である。(募集要項で要求していた基準を維持している。)	B 必要な保険加入がなされており、補償も市がこれまで直営で行ってきた賠償額と同等以上である。
	守秘義務	管理の業務上知り得た秘密の漏えい防止のために必要な措置を講じられている。	B 秘密の漏えい防止のために必要な措置を講じている。
	個人情報保護	指定管理者が管理する個人情報について、漏えい、紛失等の事故防止対策が適切に講じられている。	B 個人情報の漏えい防止のため、取り扱い職員を指定するなど必要な措置を講じている。
		指定管理者が管理する個人情報について、目的外利用が行われていない。	B 個人情報について、目的外利用が行われていない。
	情報公開	管理を行う施設に関する情報の開示及び情報提供のために必要な措置が講じられている。	B 情報の開示及び情報提供のために必要な措置を講じている。
連絡調整等	関係団体、地域との連絡調整等が、必要に応じ、適切に実施されている。	A 関係団体、地域との連絡調整等が、必要に応じ、適切に実施されている。	

【 指定管理者から市に対する要望・提言等 】 ※指定管理者から提出された自己評価シートに記載された事項をそのまま転記する。

経年に伴い、施設の大規模な修繕や運動器具の更新が余剰なくされている。令和2年度に修繕等により改善されているものもあるが、施設利用者の安全確保が最優先されるものについて、担当部署の現地確認を要する。

指定管理料と施設使用料をもって施設の管理運営を行っているが、この3年間は毎年支出が収入を超過しており、事業所としての経営が厳しい状況にある。特に令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、施設の閉鎖・営業中止などの制限により通常の収益が大幅に減収となっており、例年以上の減収は免れないことから市の寛大な対応を要望したい。

併せて、これまで条例で定められている使用料については、市総合体育センター開設の平成6年から消費税の増分を除き据え置きとなっており、指定管理料の増に反映されているとしても見直しが必要ではないかと考える。

【 講評 】 ※評価の結果について、総合的な評価内容を文章により記入する(指定管理者からの要望・提言等も含む)。

・業務基準書に示す人員配置基準による配置が図られ、施設の適切かつ効率的・効果的な管理運営が行われている。

・施設設備の修繕、更新、運動器具等の購入については、劣化の状況、必要性や緊急性等を考慮し、適正な維持管理が図られるよう計画的な実施を検討していく。

・指定管理料について、新型コロナウイルス感染症の問題は収束せず、長期化しており、収支に多大な影響を及ぼしていることから、市の指定管理を総括する部局等とも協議、検討のうえ、対応を図りたい。

・使用料について、利用者負担に関わることから、今後、調査研究、関係機関等からの意見聴取をするなど慎重に検討を図っていくこととしたい。